

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5006012号
(P5006012)

(45) 発行日 平成24年8月22日(2012.8.22)

(24) 登録日 平成24年6月1日(2012.6.1)

(51) Int.Cl.

A 47 L 13/52 (2006.01)

F 1

A 47 L 13/52 102

請求項の数 3 (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2006-317037 (P2006-317037)
 (22) 出願日 平成18年11月24日 (2006.11.24)
 (65) 公開番号 特開2008-125966 (P2008-125966A)
 (43) 公開日 平成20年6月5日 (2008.6.5)
 審査請求日 平成21年10月9日 (2009.10.9)

(73) 特許権者 000133928
 株式会社テラモト
 大阪府大阪市西区立売堀3丁目5番29号
 (74) 代理人 100086380
 弁理士 吉田 稔
 (74) 代理人 100103078
 弁理士 田中 達也
 (72) 発明者 寺本 正治
 大阪市西区立売堀3丁目5番29号 株式
 会社テラモト内

審査官 石川 貴志

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ちり取り

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

前縁を掃き込み縁とした塵受け板、この塵受け板の両側縁から立ち上がる左右の側面板、上記塵受け板の後縁から立ち上がるとともに上記左右の側面板の後縁とつながる底面板、および、上記底面板と上記左右の側面板の各上部とつながり、上記塵受け板と対向して位置する上面板を備え、上記塵受け板の掃き込み縁、ないし上記側面板と上記上面板の各前縁が開口を規定する箱状本体と、

上記左右の側面板における上記本体の重心よりも前方側の部位に対し、左右方向に延びる軸心を中心として回動可能に連結された支持体と、を備えたちり取りにおいて、

上記支持体の回動範囲を、上記塵受け板に対して所定の角度で起立する第1の回動位置と、上記塵受け板にほぼ沿う第2の回動位置間に規制する規制手段と、

上記支持体を上記第1の回動位置において所定の保持力をもって保持する保持手段と、を備えており、

上記規制手段は、上記本体の上記側面板に固定的に形成したストッパ部が有する第1の規制片が上記支持体の一部に当接することにより上記第1の回動位置が規制され、上記ストッパ部が有する第2の規制片が上記支持体の他の一部に当接することにより上記第2の回動位置が規制されるように構成され、

上記保持手段は、上記支持体が上記第1の回動位置をとるとき、上記支持体に固定的に形成した係止部が上記第1の規制片の適部に弾性係合するように構成されていることを特徴とする、ちり取り。

【請求項 2】

上記支持体は、一端が上記本体の左右の上記側面板に回動可能に連結された左右のアーム部と、この左右のアーム部の他端間をつなぐ横杆部と、この横杆部に連結された柄棒とを備えて構成されている、請求項1に記載のちり取り。

【請求項 3】

上記支持体の上記左右のアーム部に対し、蓋部材が回動可能に支持されており、この蓋部材は、上記支持体が上記第2の回動位置をとるとき、上記本体の上記開口を閉鎖し、上記支持体が上記第1の回動位置をとるとき、上記本体の上記開口を開放する、請求項2に記載のちり取り。

【発明の詳細な説明】

10

【技術分野】**【0001】**

本発明は、床面などのちりやほこりなどをほうきなどを用いて掃き込んで処理するためのちり取りに関する。

【背景技術】**【0002】**

このようなちり取りとしては、たとえば特許文献1や特許文献2に記載されているように、柄を兼ねた支持部材に対して本体が回動可能に支持され、本体に対する支持部材の回動に伴い、支持部材に連結された蓋部材が開閉するものが知られている。

【0003】

20

図7および図8に、このような従来のちり取りXを示す。図7は、蓋部材を開いた状態を示し、図8は蓋部材を閉じた状態を示している。

【0004】

このちり取りXは、前方が開口する箱状の本体910と、本体910に対して回動可能に連結された支持体920と、支持体920に連結され、開口を覆うための蓋部材930とを備えて構成されている。本体910は、塵受け板911と、この塵受け板911の両側縁から立ち上がる左右の側面板912と、塵受け板911の後縁から立ち上がるとともに左右の側面板912の後縁とつながる底面板914と、底面板914と左右の側面板912の各上部とつながり、塵受け板911と対向して位置する上面板915とを備えている。支持体920は、左右の側面板912に軸960を中心として回動可能に連結されている。この軸960は通常、本体910の重心よりも前方に位置する。蓋部材930は、支持体920に対し、軸を中心として回動可能に連結されている。本体910の両側面板912にはまた、支持体920の回動範囲を規制するためのストップ940が設けられている。

30

【0005】

このちり取りXは、図7に示すように、塵受け板911が水平方向となるように本体910を寝かせて床に置き、支持体920を塵受け板911に対して所定の角度傾けて起立させた状態とすることにより、本体910の前部開口を開放し、床にある塵を掃き込み縁911aから本体910内に掃き入れることができる。一方、図8に示すように、支持体920を持ち上げると、塵受け板911が垂直方向を向くように重力によって自動的に本体910が回動するとともに、蓋部材930が本体910の前部開口を閉鎖する。これにより、掃き入れられた塵等が不用意にこぼれ出るといったことなく、本体910内に収容される。また、このように底面板914が下を向くようにして本体910を床に置くことができるが、この状態においてストップ940が支持体920の適部に当接するため、支持体920が図8の右方に倒れることを防止することができる。

40

【0006】

ところで、このようなちり取りXは、塵を掃き入れたあとに支持体920を持ち上げると、上記したように重力によって自動的に本体910が起立回動し、蓋部材930が閉じてしまう。このため、本体910に掃き入れられた塵をゴミ箱等に移す際には、作業者は支持体920を持ち上げる手とは別の手で本体910をその後部を持ち上げるように回動

50

させて蓋部材930を後退させ、本体910の前部開口を開けなくてはならなかった。したがって、このちり取りXを用いて清掃作業を行う場合、塵をゴミ箱等に移す際に両手を使う必要があった。

【0007】

【特許文献1】特許第2676323号公報

【特許文献2】特許第2676324号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

本発明は上記の事情のもとで考え出されたものであって、掃き入れられた塵を片手で容易にゴミ箱等に移すことが可能なちり取りの提供を課題としている。 10

【課題を解決するための手段】

【0009】

上記の課題を解決するため、本発明では、次の技術的手段を採用した。

【0010】

本発明に係るちり取りは、前縁を掃き込み縁とした塵受け板、この塵受け板の両側縁から立ち上がる左右の側面板、上記塵受け板の後縁から立ち上がるとともに上記左右の側面板の後縁とつながる底面板、および、上記底面板と上記左右の側面板の各上部とつながり、上記塵受け板と対向して位置する上面板を備え、上記塵受け板の掃き込み縁、ないし上記側面板と上記上面板の各前縁が開口を規定する箱状本体と、上記左右の側面板における上記本体の重心よりも前方側の部位に対し、左右方向に延びる軸心を中心として回動可能に連結された支持体と、を備えたちり取りにおいて、上記支持体の回動範囲を、上記塵受け板に対して所定の角度で起立する第1の回動位置と、上記塵受け板にほぼ沿う第2の回動位置間に規制する規制手段と、 上記支持体を上記第1の回動位置において所定の保持力をもって保持する保持手段と、 を備えており、上記規制手段は、上記本体の上記側面板に固定的に形成したストッパ部が有する第1の規制片が上記支持体の一部に当接することにより上記第1の回動位置が規制され、上記ストッパ部が有する第2の規制片が上記支持体の他の一部に当接することにより上記第2の回動位置が規制されるように構成され、上記保持手段は、上記支持体が上記第1の回動位置をとるとき、上記支持体に固定的に形成した係止部が上記第1の規制片の適部に弾性係合するように構成されていることを特徴とする。 20

【0011】

このような構成によれば、上記支持体を、上記第1の回動位置において一時的に保持することができる。このことは、塵の掃き入れ操作後に支持体を持ち上げても、本体をその塵受け板が略水平な状態に保持することができることを意味する。したがって、塵の掃き入れ操作後すぐに塵をゴミ箱等に移しかえる場合には、支持体を第1の回動位置において保持することにより、本体内に掃き入れた塵を容易にゴミ箱等に移しかえることができる。 30

【0013】

好ましい実施の形態においては、上記支持体は、一端が上記本体の左右の上記側面板に回動可能に連結された左右のアーム部と、この左右のアーム部の他端間をつなぐ横杆部と、この横杆部に連結された柄棒とを備えて構成されている 40

【0014】

好ましい実施の形態においては、上記支持体の上記左右のアーム部に対し、蓋部材が回動可能に支持されており、この蓋部材は、上記支持体が上記第2の回動位置をとるとき、上記本体の上記開口を閉鎖し、上記支持体が上記第1の回動位置をとるとき、上記本体の上記開口を開放する。

【0017】

本発明のその他の特徴および利点は、図面を参照して以下に行う詳細な説明から、より明らかとなろう。 50

【発明を実施するための最良の形態】

【0018】

図1～6に、本発明に係るちり取りAの一実施形態を示す。このちり取りAは、一方に開口する箱状の本体10と、この本体10に回動可能に取り付けられた支持体20と、支持体20に回動可能なように取り付けられた蓋部材30とを備えている。さらに、ちり取りAは、支持体20の回動を規制するためのストップ部40と、支持体20を所定の回動位置で保持させるための保持手段40Aを有している。支持体20は、図1に示すように本体10の前後方向軸に対して起立する第1の回動位置から、図2に示すように本体10の前後方向軸にほぼ沿い、蓋部材30が本体10の開口を覆う第2の回動位置までの範囲内を回動することができる。図3は、図1のIII-III線に沿う断面図であり、図4は図3のIV-IV線に沿う断面図である。図5は、支持体20の端部に形成される樹脂カバー50の斜視図である。図6は、ちり取りAの使用例を示す斜視図である。

10

【0019】

本体10は、前縁を掃き込み縁11aとした塵受け板11と、塵受け板11の両側縁から立ち上がる左右の側面板12, 13と、塵受け板11および側面板12, 13の後縁につながる底面板14と、塵受け板11と対向する上面板15とで構成されている。さらに、側面板12, 13のそれぞれにおける本体10の重心位置より前方寄りの所定の部位にストップ部40(図3、図4参照)が形成されている。

【0020】

支持体20は、一端が側面板12, 13の各ストップ部40において、本体10の左右方向の軸61aを中心として一端部が回動可能に連結されたアーム部21と、両アーム部21の他端どうしをつなぐ横杆部22と、この横杆部22に連結された柄棒23とを備えて構成されている。横杆部22と柄棒23の一端とは連結部材24によって連結されており、柄棒23のもう一方の端にはグリップ25が設けられている。アーム部21の下端には図5に示すような樹脂カバー50が取り付けられている。より具体的には、図3に示すように、側面板12から膨出するストップ部40と、支持体20のアーム部21の一端と、樹脂カバー50とは、上記軸61aを形成するリベット61をカシメることで連結されている。これにより、支持体20は、リベット61を中心として回動可能となる。また、図3および図4によく表れているように、アーム部21の一端には側面板12へ向けて折れ曲がる当接片21aが一体形成されている。

20

【0021】

蓋部材30は、アーム部21の上端付近に左右方向に延びるリベット62によって連結されており、リベット62を回転軸として回動可能となっている。この蓋部材30は、図2に示すように支持体20が第2の回動位置にあるとき、掃き込み縁11aと、側面板12, 13および上面板15の前縁を覆い、本体10の開口部分を封鎖することができる。

30

【0022】

ストップ部40は、図4に示すように、リベット61を中心とした一定中心角の範囲の略円弧状外周面45と、この略円弧状外周面45の両端からリベット61を中心とした半径方向に延びる規制片41, 42とを備えている。これらの規制片41, 42の内面41a, 42aには、アーム部21の先端の当接片21aが当接して、アーム部21ないしは支持体20の回動範囲を規制する役割を果たす。すなわち、当接片21aが規制片41の内面41aに当接するとき、支持体20の第1の回動位置を規定し、規制片42の内面42aに当接するとき、支持体20の第2の回動位置を規定する。なお、第1の回動位置においては、図1に示すように、支持体20は、本体10の塵受け板11に対して斜め後方に起立した状態となり、第2の回動位置においては、図2に示すように、支持体20は、本体10の塵受け板11に沿う方向に対してさらにその裏面側に5°傾く状態となるようにしてある。

40

【0023】

支持体20の各アーム部21の下端に取り付けられる樹脂カバー50は、図3および図5に示すように、アーム部21に対してその外面から抱き込むようにして嵌合固定される

50

凹状断面の基部 5 1 と、この基部 5 1 の下端に形成された突起部 5 2 を備えている。基部 5 1 には、上記したリベット 6 1 を通すための穴 5 1 a が形成されている。突起部 5 2 にはまた、前後方向に延びるフックアーム 5 3 , 5 4 が一体形成されている。このフックアーム 5 3 , 5 4 は、外力に対して弾性変形可能である。一方のフックアーム 5 3 は、支持体 2 0 が第 1 の回動位置まで回動したとき、図 4 に示すように、ストッパ部 4 0 に設けた規制片 4 1 の先端係止部 4 3 に対して弾性係合し、これによって、支持体 2 0 の第 1 の回動位置が保持される。なお、支持体 2 0 を逆方向（第 2 の回動位置に向う方向）に回動させる所定以上の力が加わると、フックアーム 5 3 と規制片 4 1 との係合が解除され、支持体 2 0 は第 1 および第 2 の回動位置間の範囲で自由に回動しうるようになる。このように、本実施形態では、上記フックアーム 5 3 と上記規制片 4 1 との弾性係合関係が、本願発明における保持手段 4 0 A を構成している。他方のフックアーム 5 4 は、支持体 2 0 が第 2 の回動位置まで回動したとき、ストッパ部 4 0 に設けた規制片 4 2 の先端係止部 4 4 に対して弾性係合し、これによって、支持体 2 0 の第 2 の回動位置が保持される。なお、この場合も、支持体 2 0 を逆方向（第 1 の回動位置に向う方向）に回動させる所定以上の力が加わると、フックアーム 5 4 と規制片 4 2 との係合が解除され、支持体 2 0 は第 1 および第 2 の回動位置間の範囲で自由に回動しうるようになる。10

【 0 0 2 4 】

次に、上記の構成のちり取り A の作用について説明を行う。

【 0 0 2 5 】

このようなちり取り A は、支持体 2 0 を第 1 と第 2 の回動位置において保持可能であり、このような保持状態は、支持体 2 0 に所定以上の力を加えることにより解除することができ、支持体 2 0 を再び自由に回動させうる。20

【 0 0 2 6 】

このちり取り A によって塵の掃き入れ操作をする場合には、本体 1 0 をその塵受け板 1 1 が床に接触するようにして倒し（図 1 参照）、ほうき等を使って掃き込み縁 1 1 a から塵を掃き入れる。作業者は、このとき支持体 2 0 のグリップ 2 5 を握持しつつ上記のような掃き入れ作業を行うが、支持体 2 0 は、塵受け板 1 1 に対して起立する適当な角度としておけばよい。支持体 2 0 が第 1 の回動位置と第 2 の回動位置の中間回動位置にある場合には、自由に回動できるので、支持体 2 0 を都合のよい角度姿勢としつつ掃き入れ作業を行うことができる。30

【 0 0 2 7 】

支持体 2 0 が回動自由な状態において、グリップ 2 5 を持ち上げると、本体 1 0 は重力によって後部が下方を向く起立状態に回動し、図 2 に示すような起立状態となり、同時に本体 1 0 の開口は蓋部材 3 0 によって封鎖される。このとき、支持体 2 0 は、本体 1 0 に対して相対的に第 2 の回動位置に向って回動することとなる。第 2 の回動位置において支持体 2 0 を保持させたい場合には、本体 1 0 もしくは支持体 2 0 に第 2 の回動位置に向けた所定以上の力を加え、上記したように、フックアーム 5 4 を規制片 4 2 に弾性係合させる。この状態においては、図 2 に示すように、本体 1 0 が起立し、かつ、支持体 2 0 もまた本体 1 0 の上方に延びる状態で保持されるのであり、そのままこのちり取り A を適所に保管しておくことができる。また、支持体 2 0 を再び回動自由にするには、この支持体 2 0 に第 1 の回動位置方向への所定以上の力を加え、フックアーム 5 4 と規制片 4 2 との係合状態を解除すればよいことは、上述したとおりである。40

【 0 0 2 8 】

また、図 1 に示すように、本体 1 0 をその掃き込み板 1 1 が床に接触するように倒し込み、塵の掃き入れ操作をした状態において、支持体 2 0 に第 1 の回動位置に向けて力を加えると、フックアーム 5 3 が規制片 4 1 に弾性係合することにより、支持体 2 0 の第 1 の回動位置が保持される。この状態においては、支持体 2 0 を持ち上げても、本体 1 0 はその掃き込み板 1 1 が略水平となる姿勢を維持するため、本体 1 0 内に掃き入れた塵をゴミ箱 7 0 に移す作業が片手で容易に行うことができる。また、支持体 2 0 を再び回動自由にするには、この支持体 2 0 に第 2 の回動位置方向への所定以上の力を加え、フックアーム50

5 3 と規制片 4 1 との係合状態を解除すればよいことは、上述したとおりである。

【 0 0 2 9 】

本発明の範囲は上述した実施形態に限定されるものではなく、各請求項に記載した事項の範囲内でのあらゆる変更は、すべて本発明の範囲に含まれる。たとえば、支持体を構成する柄棒の長さや形状などは自由に変更可能である。また、蓋部材を設けない場合もある。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 3 0 】

【 図 1 】本発明に係るちり取りの支持体が起立した状態を示す側面図である。

【 図 2 】本発明に係るちり取りの蓋部材が閉鎖された状態を示す側面図である。

10

【 図 3 】図 1 の III-III 線に沿う断面図である

【 図 4 】図 3 の IV - IV 線に沿う断面図である。

【 図 5 】本発明に係る樹脂カバーの斜視図である。

【 図 6 】図 1 のちり取りの使用例を示す斜視図である。

【 図 7 】従来のちり取りの支持体が起立した状態を示す側面図である。

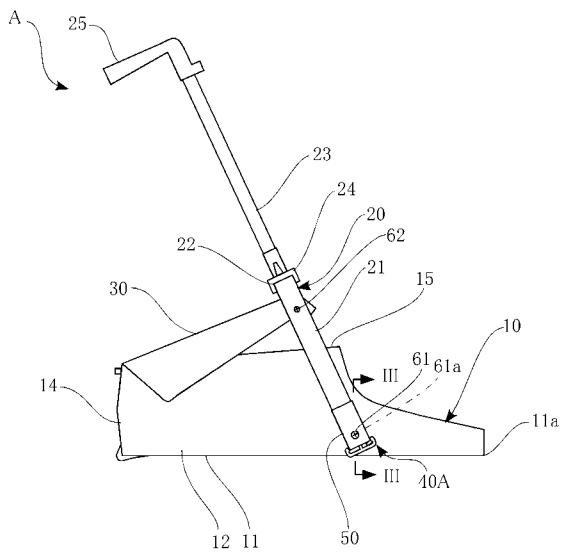
【 図 8 】従来のちり取りの蓋部材が閉鎖された状態を示す側面図である。

【 符号の説明 】

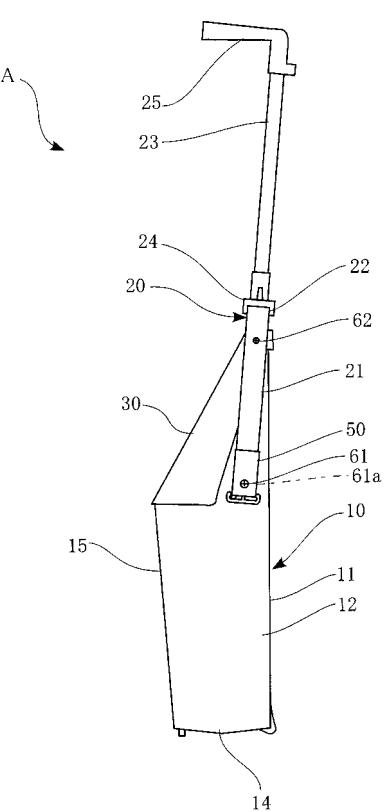
【 0 0 3 1 】

A	ちり取り	
1 0	本体	20
1 1	塵受け板	
1 1 a	掃き込み縁	
1 2 , 1 3	側面板	
1 4	底面板	
1 5	上面板	
2 0	支持体	
2 1	アーム部	
2 1 a	当接片	
2 2	横杆部	
2 3	柄棒	30
2 4	連結部	
2 5	グリップ	
3 0	蓋部材	
4 0	ストッパ部	
4 0 A	保持手段	
4 1 , 4 2	規制片	
4 3 , 4 4	先端係止部	
4 5	略円弧状外周面	
5 0	樹脂カバー	
5 1	基部	40
5 2	突起部	
5 3 , 5 4	フックアーム	
6 1 , 6 2	リベット	
7 0	ゴミ箱	

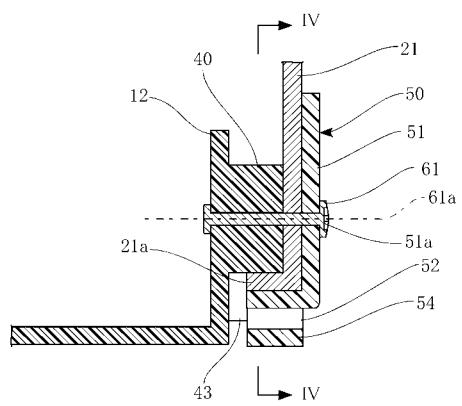
【図1】



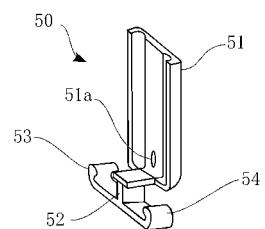
【図2】



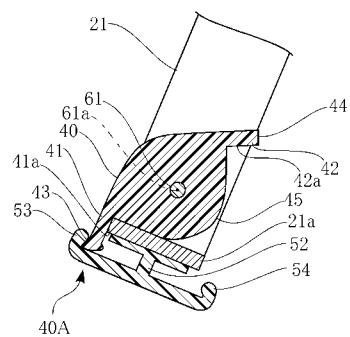
【図3】



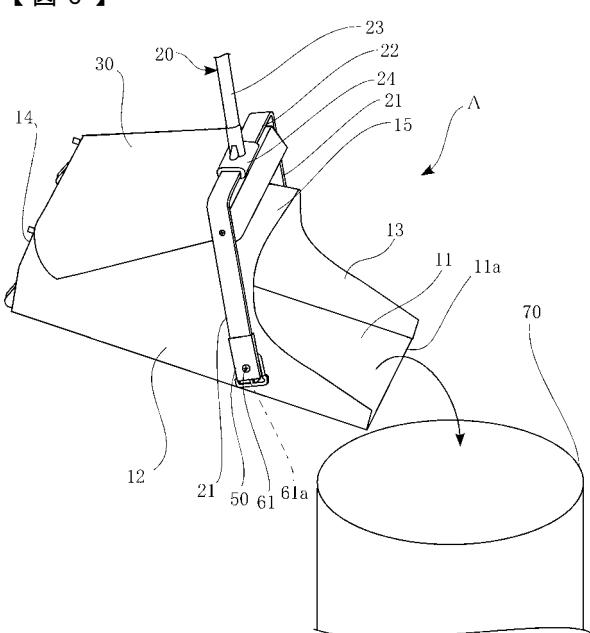
【図5】



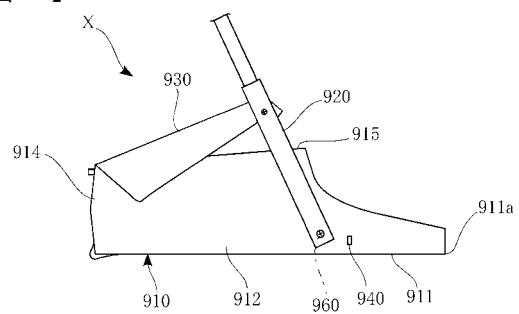
【図4】



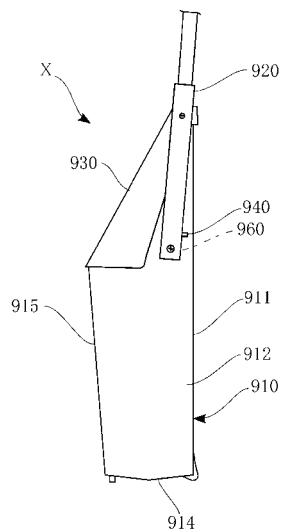
【図6】



【図7】



【図8】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開平09-024011(JP, A)
実開昭62-123764(JP, U)
特開平08-126601(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A 47 L 13 / 52